

令和4年第1回

愛北広域事務組合議会臨時会会議録

令和4年7月1日

愛北広域事務組合議会

令和4年第1回愛北広域事務組合議会臨時会会期日程

会期 令和4年7月1日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
7月1日（金）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 議席の指定 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 副議長の選挙 ○ 議案審議 <li style="padding-left: 2em;">議案第2号の説明 <li style="padding-left: 4em;">精 読 <li style="padding-left: 4em;">質 疑 <li style="padding-left: 4em;">討 論 <li style="padding-left: 4em;">採 決 ○ 閉 会

令和4年第1回愛北広域事務組合議会臨時会

開催日時 令和4年7月1日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の臨時会に付した案件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

副議長の選挙

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

会議に出席した者の氏名

第1番	近藤時男君	第2番	酒井正宗君
第3番	丹羽孝君	第4番	矢嶋恵美君
第5番	杉浦敏男君	第6番	間宮幹男君
第7番	長谷川泰彦君	第8番	丸山幸治君
第9番	柴田浩行君	第10番	諏訪毅君
第11番	吉田鋭夫君	第12番	鈴木貢君
第13番	宮地友治君	第14番	古池勝英君
第15番	東猴史紘君	第16番	岡本英明君
第17番	片岡健一郎君	第18番	鬼頭博和君
第19番	宮川隆君	第20番	須藤智子君
第21番	木村冬樹君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	鯖瀬武君	代表副管理者	久保田桂朗君
副管理者	山田拓郎君	副管理者	澤田和延君
副管理者	鈴木雅博君	会計管理者	渡邊隆吉君
事務局長	伊藤新治君	業務課長	堀尾道正君
事務局員	中村達司君	事務局員	小笠原健一君

事務局員	平野勝庸君	事務局員	相京政樹君
事務局員	片岡和浩君	事務局員	隅田昌輝君
事務局員	水野眞澄君	事務局員	佐橋竜午君
事務局員	村田武司君	事務局員	尾崎博之君

(開会 午後 2時00分)

○事務局員 (小笠原健一君)

ただいまから、令和4年第1回愛北広域事務組合議会臨時会の開会式を行います。

初めに、吉田議長にご挨拶をいただきます。

○議長 (吉田鋭夫君)

皆様、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の折、令和4年第1回愛北広域事務組合議会臨時会をお願いいたしましたところ、定刻にご参集いただき誠にありがとうございます。

本臨時会に提案されております案件は、副議長の選挙及び専決処分の承認を求めることについてであります。皆様には適切なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○事務局員 (小笠原健一君)

続きまして、管理者であります鯖瀬扶桑町長から挨拶を申し上げます。

○管理者 (鯖瀬 武君)

本日は大変ご多用の中、令和4年第1回議会臨時会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本日の臨時会ですが、新型コロナウイルスの感染状況が幾分落ち着いておりますので、本来の出席者で対応させていただいておりますので、よろしくお祈りいたします。

本日の臨時会に提案されております案件につきましては、議長さんからもお話がございましたが、副議長の選挙と専決処分の承認を求めることについてでございます。

議員の皆様には、慎重なるご審議を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○事務局員 (小笠原健一君)

これもちまして、開会式を終わります。

○議長 (吉田鋭夫君)

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより令和4年第1回愛北広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、愛北広域事務組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において、ただいまご着席の議席のとおり指定いたします。

ここで、各市町において組合の選出議員の交代がありましたので、全員の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、1番、大口町選出の近藤時男議員から議席番号順にご起立の上、自己紹介をお願いします。

○1番（近藤時男君）

1番議席、大口町選出の近藤時男でございます。よろしくお願いいたします。

○2番（酒井正宗君）

2番議席、大口町の酒井正宗です。よろしくお願いいたします。

○3番（丹羽 孝君）

3番議席、大口町選出の丹羽孝です。よろしくお願いいたします。

○4番（矢嶋恵美君）

4番議席、扶桑町の矢嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○5番（杉浦敏男君）

5番の議席、扶桑町選出の杉浦敏男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○6番（間宮幹男君）

6番議席、扶桑町の間宮幹男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（長谷川泰彦君）

7番議席、犬山市選出の長谷川泰彦と申します。よろしくお願いいたします。

○8番（丸山幸治君）

8番議席、犬山市の丸山幸治と申します。よろしくお願いいたします。

○9番（柴田浩行君）

9番、犬山市の柴田浩行です。よろしくお願いいたします。

○10番（諏訪 毅君）

10番、犬山市の諏訪毅です。よろしくお願いいたします。

○12番（鈴木 貢君）

12番、江南市の鈴木でございます。よろしくお願い申し上げます。

○13番（宮地友治君）

13番議席、江南市の宮地友治と申します。よろしくお願いいたします。

○14番（古池勝英君）

14番議席、江南市議会、古池勝英でございます。よろしくお願いいたします。

○15番（東猴史紘君）

15番、江南市、東猴です。よろしくお願いいたします。

○16番（岡本英明君）

16番の議席、岡本英明と申します。江南市です。よろしくお願いいたします。

○17番（片岡健一郎君）

17番議席、岩倉市の片岡健一郎と申します。よろしくお願いいたします。

○18番（鬼頭博和君）

18番、岩倉市、鬼頭博和です。よろしくお願いいたします。

○19番（宮川 隆君）

19番、岩倉の宮川でございます。よろしくお願いいたします。

○20番（須藤智子君）

20番、岩倉の須藤智子でございます。よろしくお願いいたします。

○21番（木村冬樹君）

21番、岩倉市議会から選出の木村冬樹です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

最後になりましたが、私、犬山市議会選出の吉田鋭夫でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、9番 柴田浩行議員、12番 鈴木貢議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ております。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出されました議案につきましては、前もって配付したとおりであります。以上、提出議案の報告に代えます。

次に、本臨時会の説明員としまして、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告いたします。

また、監査委員から、令和4年1月から5月分に関する例月出納検査の結果報告、愛北クリーンセンター及び尾張北部聖苑で実施されました公害防止委員会の公害防止基準及び環境調査結果についての報告、愛北広域事務組合についての主な経過報告の内容等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5、副議長の選挙を議題といたします。

これは、副議長でありました岩倉市の梅村均議員が組合議員に選出されませんでしたので、副議長は現在欠員となっていることから、副議長の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長は、18番 鬼頭博和議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました鬼頭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鬼頭議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました鬼頭議員が議場におられますので、本席から愛北広域事務組合議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました鬼頭議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

鬼頭議員、登壇してください。

○副議長（鬼頭博和君）

ただいま副議長にご推挙いただきました岩倉市選出の鬼頭博和でございます。

微力ではございますが、副議長として誠心誠意努力いたしまして議長を補佐し、当組合議会が円滑に運営できますよう務めてまいりたいと考えております。皆様方には格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが副議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田鋭夫君）

ありがとうございました。

日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 鯖瀬扶桑町長。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは、議案第2号についてご説明をさせていただきます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、2月の議会代表者会及び定例会でご説明させていただいている内容でございますが、6月1日までに条例を改正する必要があるため、管理者による専決処分を行いましたので議会に報告し、その承認を求めます。

なお、概要につきましては事務局長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、概要をご説明させていただきます。

資料の承認事項をご覧ください。

承認を求める理由は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき給与条例の一部改正について、資料を2枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。この令和4年専決第1号のとおり、5月27日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めます。

なお、皆様もご承知のことと思いますが、職員には昨日、6月30日にこの改定に基づいた期末手当を支給させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、その概要について説明させていただきます。

資料の承認事項にお戻りください。

主な内容としましては2点あります。

1点目は、令和4年度の期末手当支給割合を改正する。

2点目は、令和3年度と4年度の期末手当の差額相当額を調整額として、令和4年6月の期末手当から減じるもので、令和4年6月1日から施行するものです。

下の参考をお願いいたします。

(1) 専決が必要な理由としましては、期末・勤勉手当基準日である6月1日を過ぎた減額改正を遡及適用することができないことから、基準日までに改正条例を施行する必要があったため、下段の支給割合一覧表をご覧ください。

令和3年度6月期、12月期それぞれ1.275月分、年間2.55月分であったものを、令和4年度は6月期、12月期ともに1.2月分、年間2.4月分とし、0.15月分のマイナスとするものです。

下段の括弧書きにつきましては、再任用職員の割合となりますが、年間0.1月分の

マイナスとするものです。

なお、この改正に向けましては、組合には職員組合がございませんので、組合職員及び再任用職員に対しまして、事前に愛北クリーンセンターと尾張北部聖苑において、改正内容の説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（吉田鋭夫君）

以上で提案説明は終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時16分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第2号の議案審議を行います。

議案第2号について質疑を許します。

質疑ございますか。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

21番 木村冬樹議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

2点お聞きしたいと思います。

1点目は、議案綴の参考資料の中には大体の影響額というのは書いてあるわけなんですけど、昨年度の削減分は6月支給分から減額するということがありますので、6月支給分の平均での減額というのはどのぐらいになるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁をお願いします。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

この改正による組合職員の6月期分の期末手当の影響額ですが、資料の先ほどの承認事項の下段、参考の（2）と（3）をご覧くださいと思います。

これは組合職員の1人当たりの平均の影響額となりますが、（3）が昨年12月期の期末手当から令和4年6月期への調整額で約6万4,000円、これに加えて（2）の期末手当率改正に伴う影響額が年間6万4,000円ですので、半期分の約3万2,000円と合わせまして、6月期分の影響額としましては約9万6,000円の減額となります。

○議長（吉田鋭夫君）

21番 木村議員。

○21番（木村冬樹君）

大きな減額であることが分かりました。

2点目ですが、今回、この専決処分に係る条例の改正について、当組合には会計年度任用職員がお見えにならないとお聞きしているわけですが、もし会計年度任用職員がいた場合は、職員と同じようにこの減額をしていたのか、この点について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

現在、当組合には会計年度任用職員がいないため、説明不足で申し訳ありませんでした。

会計年度任用職員を対象とするかどうかにつきましては、各市町の考え方により対応が異なってきております。当組合においての会計年度任用職員につきましては、愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の準用規定に基づき、もし対象者がいた場合は、先ほどの承認事項にありますように、職員と同じく年間で0.15月分の減額になるということになります。

○21番（木村冬樹君）

ありがとうございます。

○議長（吉田鋭夫君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

○議長（吉田鋭夫君）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第2号について討論を許します。

討論ございますか。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

21番 木村冬樹議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて反対討論を行います。

この議案は、昨年の人事院勧告による期末手当削減を今年度の期末手当支給に適用す

るとともに、昨年度の削減分を今年度の6月支給分の期末手当から減額することを専決処分したということで、議会への報告と、その承認を求めるものになっています。

職員の期末手当への影響は平均で年間6万4,000円、6月支給分で見ると平均9万6,000円もの減額となる大変厳しい内容と考えています。聖苑でもクリーンセンターでもこの間、コロナへの対応で大変なご苦勞があったと思います。この時期に期末手当を大幅に削減することは到底容認できません。

また、不利益不遡及の原則から見て、昨年度の削減を今年度を実施することは許されないのではないのでしょうか。昨年度末に退職した人との整合性などが問題になるのではないのでしょうか。

また、当組合には現在会計年度任用職員はおりませんが、条例上は会計年度任用職員にも適用されるものであり、会計年度ごとに任用される職員にも影響が及ぶということも認めることができません。

日本は、世界でも異常に賃金が上がらない国であります。主要な国で唯一実質賃金が下がり続けている国であります。そこに現在の物価高騰が襲いかかっているわけです。民間との比較だけで、期末手当を引き下げるとは国民全体の消費を冷え込ませ、賃金引下げの負のスパイラルになるのではないのでしょうか。人事院勧告の在り方についても見直す時期が来ているのではないかと考えます。

以上の点から、この議案第2号については反対いたします。

○議長（吉田鋭夫君）

次に、賛成討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

18番 鬼頭博和議員。

○18番（鬼頭博和君）

18番 鬼頭博和でございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場から討論をいたします。

今回の期末手当支給割合の改正ですが、令和3年の人事院勧告の内容の反映と附則に付されている調整額については、昨年度に反映できなかった分を国に合わせる形で調整するものです。人事院勧告は民間との格差を調整するために行われており、過去においてはこの勧告を基に現在の水準まで給与を上げてまいりました。しかしながら、今、民間、特に中小企業では、皆様ご存じのとおり、コロナ禍による売上げの減少やロシアのウクライナ侵略の影響による原材料の高騰など、民間事業者の経営は非常に厳しい状況にあります。この状況を踏まえ、人事院は給与の引下げを勧告したものです。民間との格差を是正すべく行われた今回の人事院勧告は、当然遵守すべきものであります。よっ

て、増額、減額に関わらず、この人事院勧告の趣旨、目的を考える観点から妥当であると考えます。

さらに、先ほどご説明がありましたとおり、職員の皆様に対してもご説明がされているとのことです。現在、本広域事務組合に限らず、国あるいは都道府県においても大変厳しい財政状況で、期末手当に対する一定の減額というのは大変厳しいものでありますが、やむを得ないと考えます。本広域事務組合職員の給与水準については、一定の裁量権があり、最終的なご判断はもちろん市民また町民の皆様のご判断に委ねるところでございますが、議会として今回の専決処分に対して反対する合理的な理由はないと考えております。

以上の点から、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて賛成をいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

他に討論はございませんでしょうか。

（なし）

○議長（吉田鋭夫君）

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（吉田鋭夫君）

挙手多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回愛北広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

○事務局員（小笠原健一君）

ただいまから閉会式を行います。

吉田議長よりご挨拶をいただきます。

○議長（吉田鋭夫君）

臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方にご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく議了できましたことを心からお礼申し上げます。

なお、ここで議会代表者会で協議しました議会改革に関する内容について、この場を借りてご報告させていただきます。

愛北広域事務組合の議員定数及び報酬に関しましては、平成19年度から議長や各議員からの提案で何度も議論が重ねられてきましたが、議会の申合せ事項にありますように、議会改革等の決定方法は全員一致が原則となっていることから、現行どおりのままとなっております。これまでの議論の内容を読み直してみましても、各市町とも議会改

革の必要性においては認識されているように思います。

議会改革を進めるためにも、平成23年度の議長の発言ではございませんが、歩み寄れるところは歩み寄っていただき、各市町で議員定数及び報酬の削減について前向きな検討をお願いいたします。

なお、各市町のご意見を10月上旬までに取りまとめていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、いよいよ夏本番の暑さがやっけてまいります。皆様には、健康に十分にご留意いただきますようお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局員（小笠原健一君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（鯖瀬 武君）

本日は慎重なるご議論を賜り、また適切なる決定を賜りましたことを心よりお礼を申し上げます。

さて、事務局から資料配付をさせていただきましたが、令和4年3月に開催されました犬山市及び江南市の定例会におきまして、他市の事例等を挙げながら残骨灰の取扱いについての質問や、そこに含まれるパラジウム等の貴金属を売却して歳入にしてはどうかというご要望があったようでございます。それを受けまして、犬山市と江南市から組合に対しまして、その取扱いに関する申し入れ書が提出されております。

このことから、今後、組合として、その取扱いについて検討してまいりますので、ご承知おきいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、私、4月の終わりから体調を崩しまして10日間ほど入院加療をしており、その間、職務代理者を置かせていただきました。議員の皆様、副管理者の皆様、職員の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことをこの場をお借りしましておわび申し上げます。

また、これからまだ暑さが続く中、来週10日には参議院議員選挙が控えておりまして、皆様も非常に慌ただしい日々が続くと思いますが、ぜひ皆さんも体調管理には十分お気をつけをいただくとともに議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局員（小笠原健一君）

これをもちまして閉会式を終わります。

（閉会 午後 2時33分）